

第27回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

【5 / 7 知事訓示】

【現在の対策】

- 現在、熊本市及び有明保健所管内にお住まいの方の不要不急の外出自粛と、熊本市中心部及び有明保健所管内の酒類提供飲食店に対する午後9時までの営業時間短縮の要請を行っております。
- これらのうち、5月12日を期限とした熊本市への対策については、感染状況を見極めた上で、5月10日に判断することとしておりました。
- ただし、感染状況が急激に悪化した場合は、5月10日を待たずして、その時点で判断すとも申し上げておりました。

【熊本市の感染状況】

- 熊本市の感染状況を見ると、ゴールデンウィーク中に一時的な減少が見られました。
- しかし、昨日5月6日の熊本市の新規陽性者数は、暫定値で60名と、1日の感染者数としては、第4波で最多となりました。
- また、感染力が強い変異株の割合は、最近9割を超えている状況です。
- さらに、医療の状況も、熊本市では病床使用率が高止まりしており、今後、感染拡大が続けば、極めて厳しい状況になることも懸念されます。
- このような状況を踏まえ、今ここで人口が集中する熊本市内の感染を抑え込まないと、更なるクラスターの発生や県全体への感染拡大が強く懸念されます。

【熊本蔓延防止宣言】

- そのため、本日、県独自の「熊本蔓延防止宣言」を出し、熊本市への対策を強化します。

【営業時間短縮要請の強化】

- まず、熊本市の酒類提供飲食店に対する営業時間の短縮要請について、第1に、対象地域を、熊本市中心部から熊本市全域に拡大します。
- 第2に、午後9時までの短縮を、午後8時までと強化します。

- これらの要請については、期間を5月10日から5月31日までとします。
- 営業時間の短縮に御協力いただいた事業者の皆様には、協力金をお支払いいたします。

【外出自粛要請の強化】

- 次に、不要不急の外出について、熊本市にお住まいの方は、特に午後8時以降の外出を、厳に控えていただくようお願いします。

【国への要請】

- さらに、今回の「熊本蔓延防止宣言」に基づく対策を強化する5月10日に、国へ「まん延防止等重点措置」の適用を要請します。

【臨時会の開催】

- 今回の対策強化では、事業者の皆様には多大な御負担をおかけすることになります。
- 事業者の皆様への追加支援策などを講じることとし、関連予算を審議いただく臨時会の開催を、県議会と協議しております。

【結び】

- 第4波を抑え込めるかどうかは、県民お一人お一人の意識や行動にかかっています。
- 県民の力で第4波を抑え込むことができれば、5月31日を待たず、早期に要請を解除いたします。
- 皆さん一丸となって、この難局を乗り越えましょう。

(以上)